

平成25年度

随時監査結果報告書

(工事に係るものを除く。)

平成26年1月

北海道監査委員

監 査 報 告

第1 監査の概要

1 監査の目的

平成24年度において、道立学校の財務に関する事務の執行について、受注業者からの連絡や学校事務職員からの聴取により、物品購入代金等の未払いや担当職員による私費払いなどの不適切な事態が判明したことを契機として、教育庁が実施した支払状況点検調査により、8校で不適切な事態が判明した。

監査委員としては、平成24年度定期監査において、教育庁の調査結果の内容を検証するなどの監査を実施したところであるが、私費払いや支払遅延などの不適切な事態が発生していたことを重く受け止め、平成25年度に執行した事務において、同様の不適切な会計処理が行われていないかを確認するとともに、教育庁の調査結果の内容を検証するため、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施した。

2 監査の実施対象

(1) 監査実施部局

監査は、教育庁の調査において不適切な事態が判明した8道立学校のうち、平成25年度定期監査において実地監査を予定しているなどの1校（注1）を除いた7校及びその他の道立学校から抽出（注2）した21校の計28部局（別表参照）において実地監査を実施した。

※注1 礼文高等学校（同校については、平成24年度定期監査において、教育庁の行った平成22年度から平成24年度までの期間における調査結果の検証を行っている。）

※注2 不適切な事態があった7道立学校を含め1教育局当たり2校を監査実施部局とした。

(2) 監査対象年度

ア 教育庁の調査において不適切な事態が判明した道立学校

平成22年度から平成25年度まで（平成24年度定期監査において、実地監査を行った年度を除く。）

道立学校別の随時監査対象年度は次による。

道立学校名	随時監査対象年度（○印）			
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
俱知安高等学校 東川高等学校 岩見沢高等養護学校	○	○	平成24年度定期監査 で実地監査を実施	○
浜頓別高等学校	○	平成24年度定期監査で実地監査を実施		○
八雲高等学校 美幌高等学校 網走南ヶ丘高等学校	○	○	○	○

イ ア以外の道立学校

平成25年度

(3) 監査対象費目等

監査対象費目については、平成25年度に道立学校が執行した需用費（少額工事を含む。）、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料を対象とするとともに、教育庁の行った平成22年度から平成24年度までの期間における不適切な事態についての調査結果の内容を検証した。

(4) 監査実施期間

平成25年8月から11月まで

3 監査の実施方法

(1) 地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、次の調査を実施した。

ア 監査対象年度に、監査対象部局から受注した966社（個人を含む。以下同じ。）に対し売掛帳（写し）等の提出を依頼し、717社（74.2%）から、売掛帳、請求書、預金通帳等（写し）の提出を受けた。

イ 受注業者966社に対し次の事項について文書による質問を実施し、865社（89.5%）から回答を得た。

- a 納品書や請求書における日付、品目、金額等について、道立学校側からの書換え指示の有無
- b 物品購入等の代金の未払いの有無
- c 道が支払った代金の全額又は一部について、返納や業者側における留保の有無

(2) 監査対象部局に対し、物品購入決定書、一般決定書、納品書、支出証拠書（写し）、学校予算経理状況票（写し）等その他関係書類の提出を求め、(1)により提出を受けた売掛帳（写し）等との照合、確認を行った。

(3) 不適切な事態のうち、出所不明の学校保管金や私費による支払などについて、関係職員から事務処理の状況や、その背景となった要因等について事情聴取を行った。

4 監査結果の区分

監査の結果については、法令、条例、規則又は通達に違反しているものなどで、是正又は改善を求めることとした事項を指摘事項として区分した。

また、指摘事項に該当するもののうち、軽易と認められるものを指導事項とした。

5 道立学校における物品購入等に係る会計処理の概要

道立学校における物品の購入等に係る会計処理は、従前、各道立学校において契約から履行の確認、支出までの事務を全て実施していたが、業務の集約化を目的として、平成22年度に道内14教育局に道立学校運営支援室（以下「支援室」という。）が設置されて以降、多くの業務が支援室において行われることとなった。

具体的には、道立学校における物品購入等に係る会計処理のうち、支出の事務は、原則として、全て支援室が行うこととなった。

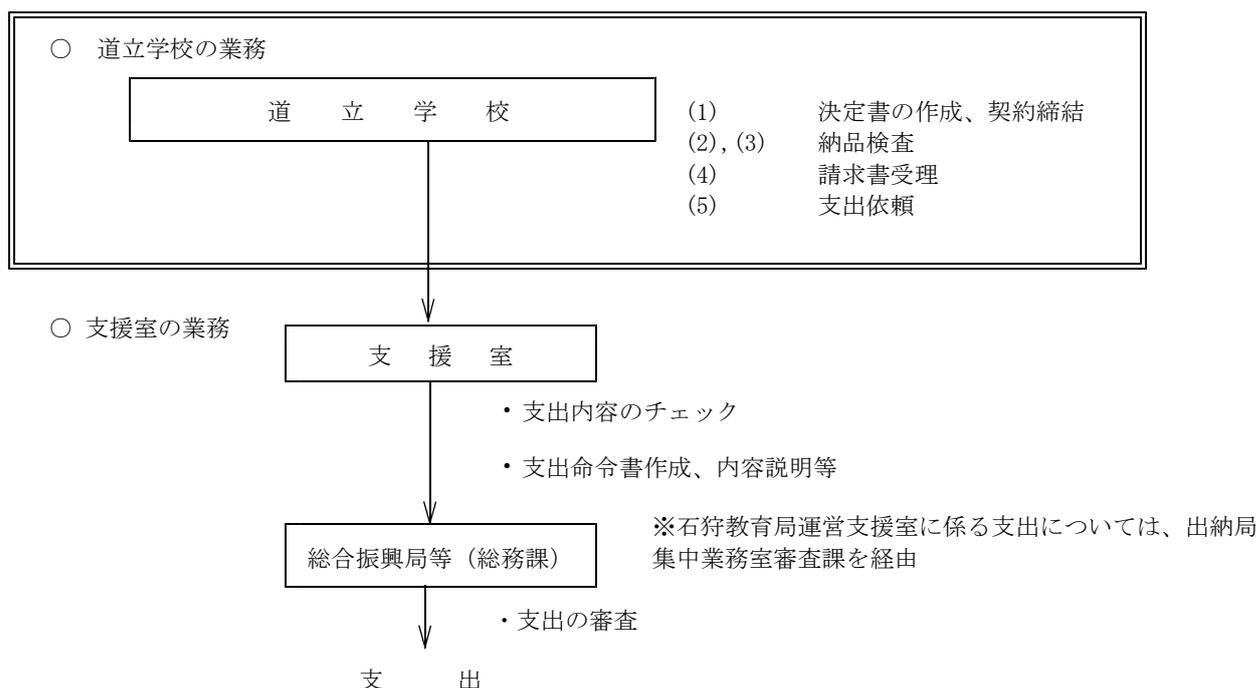
また、契約の事務についても、契約金額が一定の金額以上のものなどについては支援室が行うこととなった。

このため、現在、道立学校において行っている事務は、一定金額未満のものなどについての契約の事務と、履行の確認についての事務、契約相手方からの請求書の受理についての事務となっている。

現在、道立学校が契約事務を行う物品購入等に係る会計処理の概要は次のとおりである。

- (1) 支出負担行為担当者（専決を行う道立学校の学校長及び事務長（特別支援学校の分校にあっては教頭）（以下、同じ。））は、物品購入、役務の提供等の契約を行う場合はその内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行う。
- (2) 支出負担行為担当者は、契約の相手方から納品等の通知を受けた時は、検査員（道立学校の職員で指定された者）に履行確認のための検査を行わせる。
- (3) 検査員は、契約が適切に履行されたかを確認するため、納入された物品の品目、規格、数量、納品時期等について必要な検査を行う。
- (4) 支出負担行為担当者は、契約の相手方から請求書を受理し、内容を確認する。
- (5) 原則として支払日の8日前までに、支出負担行為の決定書、契約書、請求書等の支出関連書類を支援室に提出する。

<業務の流れ>



第2 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 不適切な会計処理を行っていたもの

次の事項に該当する事案については、特に問題があるため、不適切な会計処理を行ったものとして区分した。(5校、199件、564万5,594円)

- ・職員が故意又は重大な過失により法令等の規定に違反して行ったもの又は怠ったもの
- ・予算の執行や財務に関して不適切な事務処理を繰り返し行っているもの

《指摘事項》

(1) 倶知安高等学校

物品購入、役務の提供等に係る代金について、平成22年度から平成24年度の期間において、出所不明の学校保管金や私費により支払っているものが、4件、33万8,633円、決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているものなどが、14件、49万6,006円、計18件、83万4,639円の不適切な事務処理があった。

なお、その内訳は、次のとおり。

ア 出所不明の学校保管金により支払っているもの	2件	253,520円
イ 私費により支払っているもの	2件	85,113円
ウ 決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているもの	1件	141,750円
エ 決定書を作成せずに契約した複数の工事等を、1件の契約として事後に決定書を作成しているもの	10件	190,217円
オ 決定書を作成せずに契約し、前年度に納入された物品を現年度に納入されたこととする決定書を事後に作成しているもの	1件	20,000円
カ 支払いが遅延しているもの	1件	81,039円
キ 現年度に完成しなかった少額工事を、現年度に完成したこととしているもの	1件	63,000円

(2) 東川高等学校

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費で支払っているものなどが、66件、94万6,724円、決定書の作成は行っているものの、翌年度以降の予算で支出しているものなどが、27件、31万1,836円、計93件、125万8,560円の不適切な事務処理があった。

なお、その内訳は、次のとおり。

ア 私費により支払っているもの	48件	839,135円
・決定書を作成していないもの	35件	660,710円
・決定書を作成しているもの	13件	178,425円
イ 翌年度以降の予算で支出しているもの	36件	306,341円
・決定書を作成していないもの	23件	189,625円
・決定書を作成しているもの	13件	116,716円
ウ 決定書を作成せずに契約した複数の物品修繕を、 1件の契約として事後に決定書を作成しているもの	5件	45,590円
エ 決定書を作成せずに契約し、前年度に納入されて いた物品を現年度に納入されたこととする決定書を 事後に作成しているもの	3件	50,799円
オ 翌年度に納入された物品の購入代金を前年度予算 で支出しているもの	1件	16,695円

(3) 岩見沢高等養護学校

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成22年度から平成24年度までの期間において、これを行わずに契約し、私費により支払っている不適切な事務処理が、12件、33万7,295円あった。

(4) 八雲高等学校

定期刊行物が納品された場合は、納品の都度検査を行い、定期刊行物購入決定書の所定欄に所要事項を記載の上、押印し、請求書と購入決定書の照合確認を行い代金を支払うこととなるが、平成21年度に納品された追録についてこれを行わず、平成22年度において私費により支払っている不適切な事務処理が、1件、2,200円あった。

(5) 美幌高等学校

物品購入、役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、平成24年度及び平成25年度において、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、72件、292万8,938円、適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方から再度請求書を提出させているものが、3件、28万3,962円、計75件、321万2,900円の不適切な事務処理があった。

2 合規性の観点から是正又は改善を求めたもの

法令等に従って適正に事務処理が行われているかなどの観点から監査を実施し、法令等に違反している事案などについては、合規性の観点から是正又は改善を求めたものとして区分した。（1校、12件、1万9,360円）

支出に係る事項

《指導事項》

網走南ヶ丘高等学校

旅費の支給において、請求事務を失念したため、平成23年度予算で支出すべきところを平成24年度予算で支出しているものがあった。

第3 所見

最初に、今回の監査を実施するに当たり、監査対象部局の受注業者に対し協力を依頼したところ、売掛帳（写し）などの提出を受けたところであり、御協力いただいた受注業者に対し、厚く御礼を申し上げるものである。

今回の監査における、監査委員としての所見を次のとおり述べる。

出所不明の学校保管金により支払っている事態については、そもそも、学校に出所不明金が保管されていること自体が大きな問題であり、誠に遺憾である。

また、私費により支払っている事態や支払遅延などの事態については、定期刊行物や生徒健康診断の代金などの定常的に発生する支出において、教育局への支出依頼時期を逸し、年度内の支払が間に合わないものや、既に支出をすべき年度を超えているものが多く見られたところである。

このような不適切な会計処理が行われた要因等については、第1に、物品購入決定書等を作成せずに発注し、受注業者から未払い等の連絡があるまで、発注したこと自体を失念していたり、請求書などの管理が適切に行われていなかったことから、請求書などを亡失しているなど、財務規則等で定める物品購入手続等の基本に関する学校事務職員の認識が欠けていること、業務に対する責任感や緊張感が極めて希薄であったことは言うまでもないことである。

第2に、管理職員自らも目にしている新聞などの納品検査や購入代金の支払がされていないことに気づかなかつたり、担当職員とのコミュニケーションが図られていないことなどに加え、元管理職員が支払に苦慮していた担当職員に私費を手渡し公費の支払をさせているなど、管理職員としての認識や、指導・監督が不足していたことも要因と考えられる。

第3に、平成22年度において、教育局に道立学校運営支援室が設置され、業務の集約化が図られたことに伴い、道立学校が自ら行っていた支出の業務を全て教育局に移行することとなり、その業務内容の変更に適切に対応ができなかったことや、学校における事務の見直しにより業務配分が一部の担当職員に偏った体制であったことにより、結果として、担当職員が業務を抱え込んでしまったのではないかと考えるところである。

監査委員としては、これらのことを踏まえ、教育庁において、次の事項について、検討の上、是正・改善の措置を早急に講じる必要があると考えている。

第1に、財務会計事務に携わる学校事務職員に対し、財務会計事務が極めて重要な事務であることを自覚させるとともに、予算の執行に当たり、財務関係の法令、通達の趣旨や内容について、十分な周知を徹底し、適切な業務の執行が図られるよう、さらなる取組みについて検討する必要がある。

第2に、財務会計事務に携わる職員を管理監督する立場にある管理職員に対しては、財務会計事務の重要性を踏まえ、法令の遵守や会計の事務処理上の留意点について、十分に認識させる取組みや、常に管理職員が担当職員の業務に目配りするなど、管理監督機能を充実させる取組みについて検討する必要があると考える。

第3に、道立学校における業務の実態に即した担当職員の業務配分の見直し、他の職員と連携、協力が図られる業務体制のあり方や内部牽制の充実についての取組みはもとより、必要な都度、支援室が道立学校の事務処理状況を確認するなど、支援室と道立学校における、より一層の連携についても検討を望むものである。

今回の監査を重く受け止め、教育庁において、厳正な措置を講じられ、道立学校において、今後、同様の不適切な会計処理が発生することのないよう強く要望するものである。

随 時 監 査 集 計 表

1 不適切な会計処理を行っているもの

(単位:件、円)

区 分	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
俱知安高等学校	5	243,862	12	587,312	1	3,465			18	834,639
東川高等学校	14	114,511	73	1,024,602	6	119,447			93	1,258,560
岩見沢高等養護学校	6	281,169	4	33,336	2	22,790			12	337,295
八雲高等学校	1	2,200							1	2,200
美幌高等学校					74	3,204,059	1	8,841	75	3,212,900
計	26	641,742	89	1,645,250	83	3,349,761	1	8,841	199	5,645,594

2 合规性の視点から是正改善を求めたもの

(単位:件、円)

区 分	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
網走南ヶ丘高等学校			12	19,360					12	19,360

3 合 計

(単位:件、円)

区 分	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
俱知安高等学校	5	243,862	12	587,312	1	3,465			18	834,639
東川高等学校	14	114,511	73	1,024,602	6	119,447			93	1,258,560
岩見沢高等養護学校	6	281,169	4	33,336	2	22,790			12	337,295
八雲高等学校	1	2,200							1	2,200
美幌高等学校					74	3,204,059	1	8,841	75	3,212,900
網走南ヶ丘高等学校			12	19,360					12	19,360
計	26	641,742	101	1,664,610	83	3,349,761	1	8,841	211	5,664,954

不適切な会計処理の内訳

(単位:件、円)

区 分	出所不明の学校保管金により支払っているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
俱知安高等学校			2	253,520					2	253,520
東川高等学校										
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計			2	253,520					2	253,520

区 分	私費により支払っているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
俱知安高等学校			1	81,648	1	3,465			2	85,113
東川高等学校	2	31,500	40	688,188	6	119,447			48	839,135
岩見沢高等養護学校	6	281,169	4	33,336	2	22,790			12	337,295
八雲高等学校	1	2,200							1	2,200
美幌高等学校										
計	9	314,869	45	803,172	9	145,702			63	1,263,743

※私費払いについては、私費払いをしたと認定した日の属する年度において整理した。

不適切な会計処理の内訳

(単位:件、円)

区 分	翌年度以降の予算で支出しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校										
東川高等学校	11	66,316	25	240,025					36	306,341
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計	11	66,316	25	240,025					36	306,341

(単位:件、円)

区 分	決定書を作成せずに契約し、事後に決定書を作成しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校	1	141,750							1	141,750
東川高等学校										
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校					71	2,920,097	1	8,841	72	2,928,938
計	1	141,750			71	2,920,097	1	8,841	73	3,070,688

区 分	決定書を作成せずに契約した複数の工事等を、1件の契約として事後に決定書を作成しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校	3	39,112	7	151,105					10	190,217
東川高等学校			5	45,590					5	45,590
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計	3	39,112	12	196,695					15	235,807

(単位:件、円)

区 分	決定書を作成せずに契約し、前年度に納入された物品を現年度に納入されたこととする決定書を事後に作成しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校			1	20,000					1	20,000
東川高等学校			3	50,799					3	50,799
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計			4	70,799					4	70,799

(単位:件、円)

区 分	支払いが遅延しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校			1	81,039					1	81,039
東川高等学校										
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計			1	81,039					1	81,039

不適切な会計処理の内訳

(単位:件、円)

区 分	現年度に完成しなかった少額工事を、現年度に完成したこととしているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校	1	63,000							1	63,000
東川高等学校										
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計	1	63,000							1	63,000

(単位:件、円)

区 分	翌年度に納入された物品の購入代金を前年度予算で支出しているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校										
東川高等学校	1	16,695							1	16,695
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校										
計	1	16,695							1	16,695

(単位:件、円)

区 分	適法な請求書を受理したにもかかわらず、相当な期間が経過したため、契約の相手方から再度請求書を提出させているもの									
	H22		H23		H24		H25		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
倶知安高等学校										
東川高等学校										
岩見沢高等養護学校										
八雲高等学校										
美幌高等学校					3	283,962			3	283,962
計					3	283,962			3	283,962

別表

随時監査対象部局（28部局）一覧表

部	局	実地監査年月日
	岩見沢高等養護学校	平成25年 9月30日から10月 2日まで
	滝川高等学校	平成25年10月 3日
	札幌東豊高等学校	平成25年 9月12日
	札幌東商業高等学校	平成25年10月 2日
	倶知安農業高等学校	平成25年 9月17日
	倶知安高等学校	平成25年9月18日から20日及び11月14日
	室蘭東翔高等学校	平成25年10月 8日
	室蘭清水丘高等学校	平成25年10月 9日
	浦河高等学校	平成25年10月 8日
	静内高等学校	平成25年10月 9日
	函館西高等学校	平成25年10月 1日
	八雲高等学校	平成25年10月 2日から 4日まで
	江差高等学校	平成25年 9月18日
	奥尻高等学校	平成25年 9月19日から20日まで
	旭川商業高等学校	平成25年 8月20日
	東川高等学校	平成25年 8月21日から23日まで
	小平高等養護学校	平成25年10月 9日
	留萌高等学校	平成25年10月10日
	稚内高等学校	平成25年 9月10日
	浜頓別高等学校	平成25年 9月11日から13日まで
	網走南ヶ丘高等学校	平成25年 9月11日から13日まで
	美幌高等学校	平成25年10月 2日から 4日まで
	帯広緑陽高等学校	平成25年10月 8日
	帯広三条高等学校	平成25年10月 9日
	釧路東高等学校	平成25年10月10日
	釧路工業高等学校	平成25年10月11日
	中標津高等養護学校	平成25年10月 8日
	根室西高等学校	平成25年10月 9日